

日本鍛造協会における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和4年3月3日

一般社団法人 日本鍛造協会

2. 令和3年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：令和3年10月5日～10月29日
- ・ 調査企業：日本鍛造協会の正会員企業 134社を対象
- ・ 回答企業：発注企業20社（前年度14社）
受注企業30社（前年度26社）
- ・ 回答率： 発注企業14.9%（前年度10.0%）
受注企業22.4%（前年度18.6%）

2. 令和3年度フォローアップ調査結果（概要）

概観

- ✓「原価低減要請の改善」は、取引先との協議の徹底について実施済みが受注側：45%・発注側：78%と、ともに前年度より改善。「原材料価格の変動」の価格への反映は受注側・発注側ともに約80%が概ね反映できたが、「労務費の変動」「エネルギー価格の変動」は受注側の70%以上があまりできなかったため、協議の重要性を周知徹底していく。
- ✓「手形支払い」の状況は、手形での支払い比率が受注側（50%以上：39→16%、発注側（全て手形払い：7→0%）ともに前年度より改善、受注側の手形サイトは120日以内が減少（64→59%）し60日以内が増加（4→18%）と改善傾向にある。 P1
- ✓「約束手形の利用の廃止」は92%が「5年以内に廃止予定」と回答、今後100%実施を目指す。
- ✓「型管理における適正化や改善」は、受注側・発注側ともに一部取組を実施できたところが増加し前年度より改善しているが、発注側による保管費用の負担、保管期限を過ぎた型の返却や廃棄などがまだ50%と不十分なので発注側に対しガイドラインを活用した協議を申し入れるよう周知徹底を図る。
- ✓「知的財産に関する適正な取引」について、受注側50%・発注側42%が利益配分、責任分担の明記ができておらず、今後契約書への明記を促す活動を実施する。
- ✓「働き方改革」に伴う適正なコスト負担について、受注側の60%があまりしてもらえておらず、短納期、急な対応には必ず協議の場を持ってもらうよう周知徹底する。

スライド 3

P1

PC004, 2022/01/28

3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組①合理的な価格決定

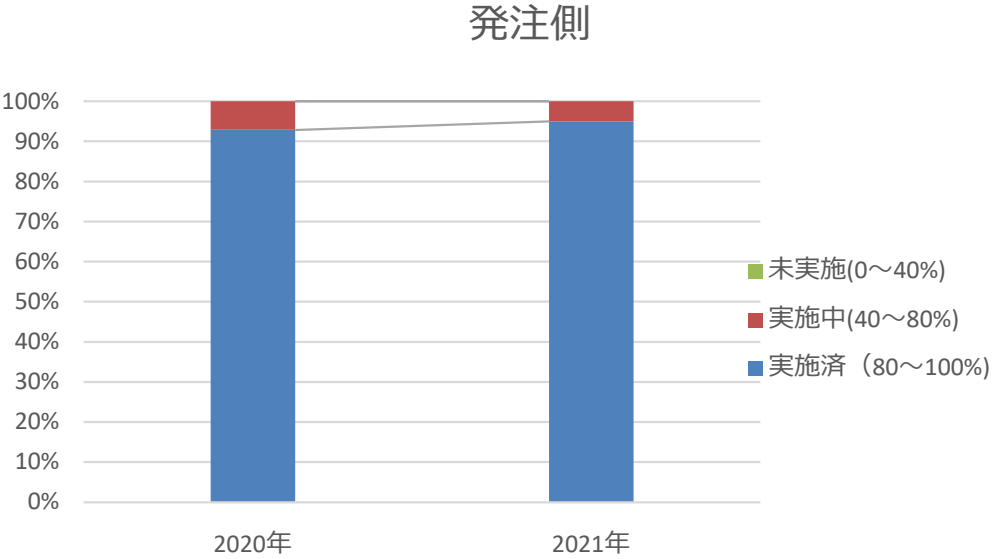
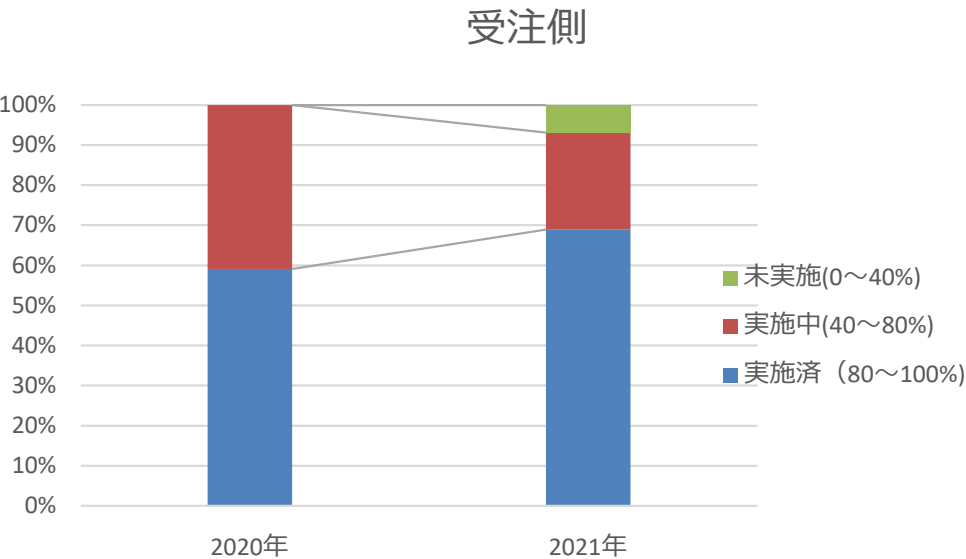
【分析結果】

- ・ 原価低減要請の方法について、望ましくない事例を行わないことの徹底は受注側・発注側ともに前年度より改善（受実施済注側み：60→70%，発注側実施済み：93→95%）
- ・ 単価改定についての取引先との協議の徹底についても、受注側・発注側ともに前年度より改善（受注側実施済み：38→45%，発注側実施済み：72→78%）
- ・ 「労務費の変動」の価格への反映は受注側・発注側ともに前年度より後退，受注側は75%，発注側は20%があまりできなかったと回答。
- ・ 「原材料価格の変動」の価格への反映はほぼ前年度並みで，受注側・発注側ともに約80%が概ね反映できたと回答。
- ・ 「エネルギー価格の変動」の価格への反映は受注側・発注側ともに前年度より後退，受注側の80%，発注側の20%があまり反映できなかったと回答。

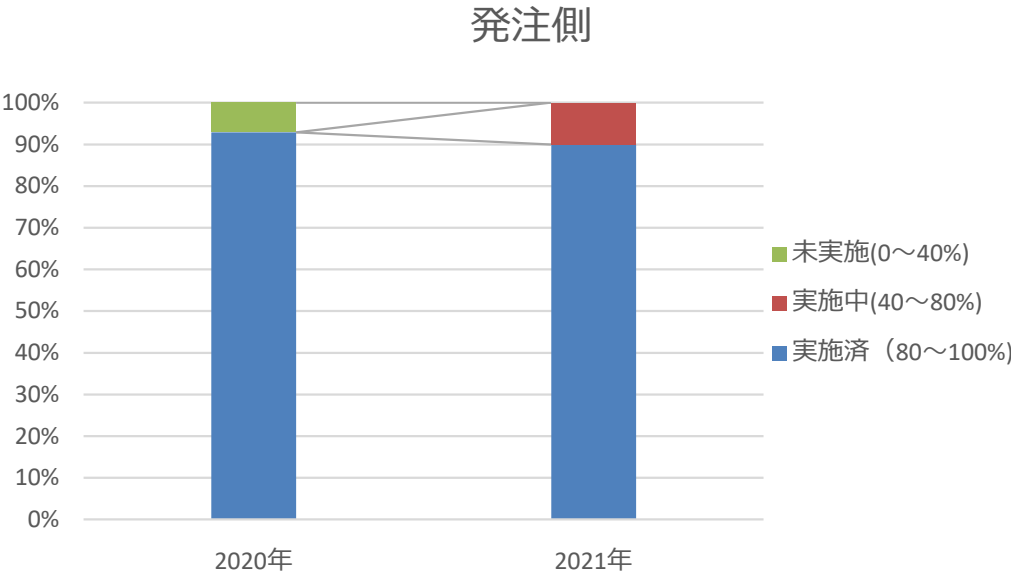
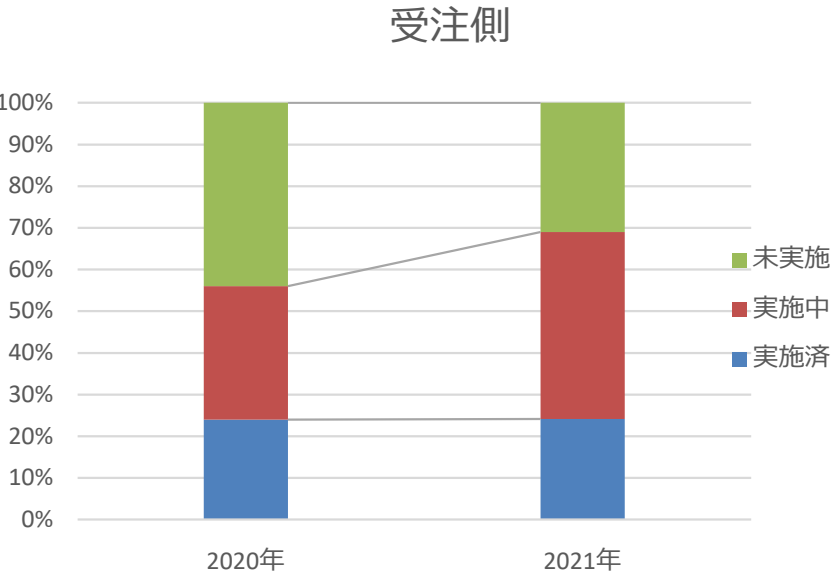
【今後の課題】

- ・ 「労務費変動」「エネルギー価格変動」の価格への反映があまりできなかったが，主な理由は発注側企業に要請しなかったり受注側企業から要請されなかったからである。
- ・ 今後，会員企業における価格変動の見える化と取引先との情報共有方法に改善が必要。

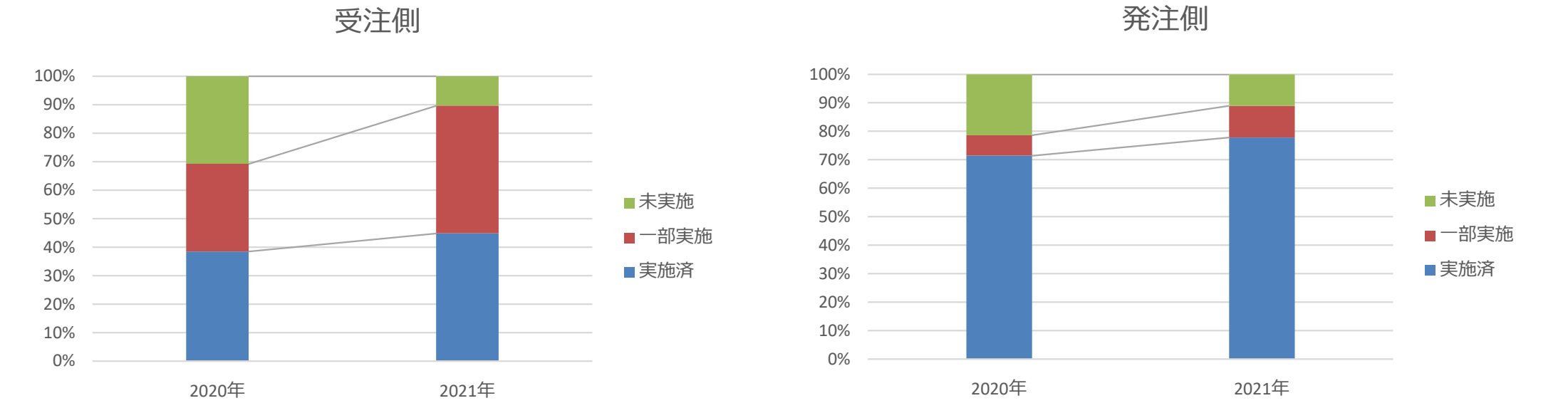
設問 1 – 2. 原価低減要請の方法について、口頭での要請等、振興基準に記載された望ましくない事例を行わないことが発注企業側で徹底されていますか。



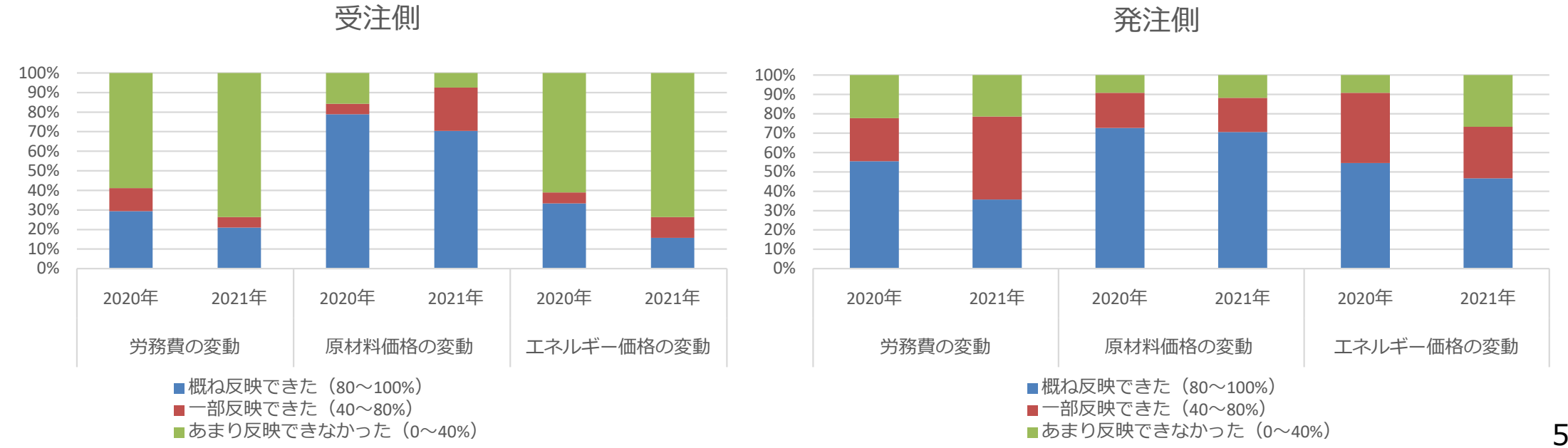
設問 1 – 5. 労務費の上昇に伴う取引対価の見直しの要請を行った場合、発注側企業において十分に協議することが徹底されていますか。



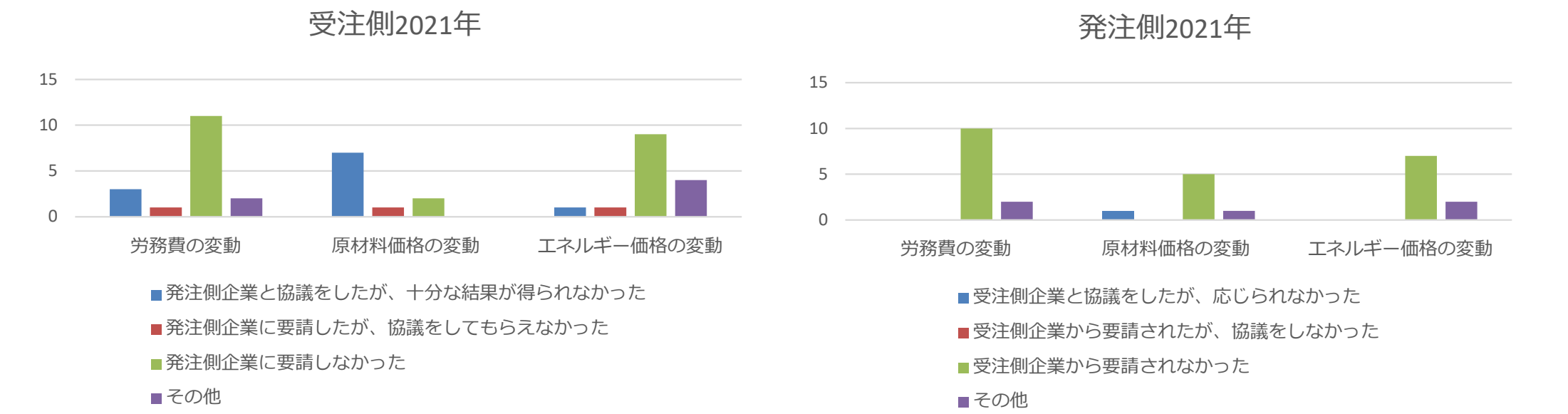
設問 1 – 6. 2020, 2021年度（上期）に適用する単価の決定・改定にあたり、十分な協議を実施しましたか。



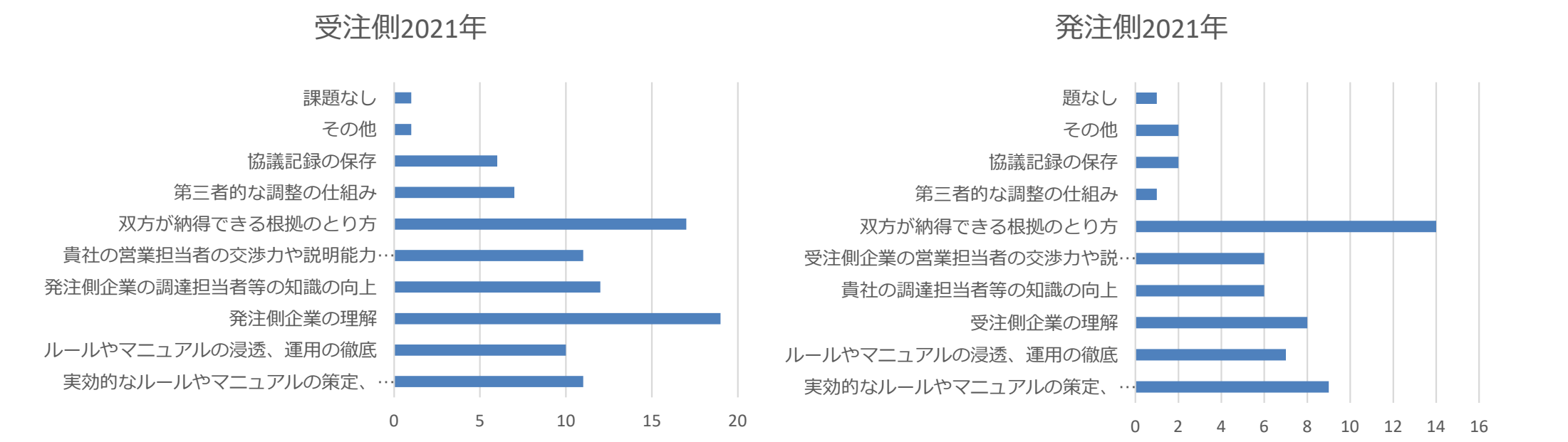
設問1-7. 2020, 2021年度（上期）に適用する単価の決定・改定にあたり、反映できたと考える項目をお答えください



設問 1 – 8. 設問 1 – 7. で、「一部反映できた」や「あまり反映できなかった」の主な理由をお答えください。



設問 1 – 9. 取引対価の決定にあたって、より円滑な協議を行うための課題をお答えください。



【課題を踏まえた今後のアクション】

今後、会員企業における変動費の価格反映システムの整備と取引先との交渉力向上が必要との認識に基き、下記項目を実行する。

- 1) 鍛造協会会長名で「原材料、エネルギー及び副資材等の高騰に関するお願い」の文書を作成して会員企業に配布し、取引先との価格交渉の際に活用する。
- 2) 会員企業全体の変動費の価格反映方策を整備するため、先進的な取組ができている企業の取組についての情報交換会を実施する。
- 3) 取引先との交渉能力向上のためのセミナーを開催しているが、毎回好評を博しているので次年度以降も継続して実施する。

3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

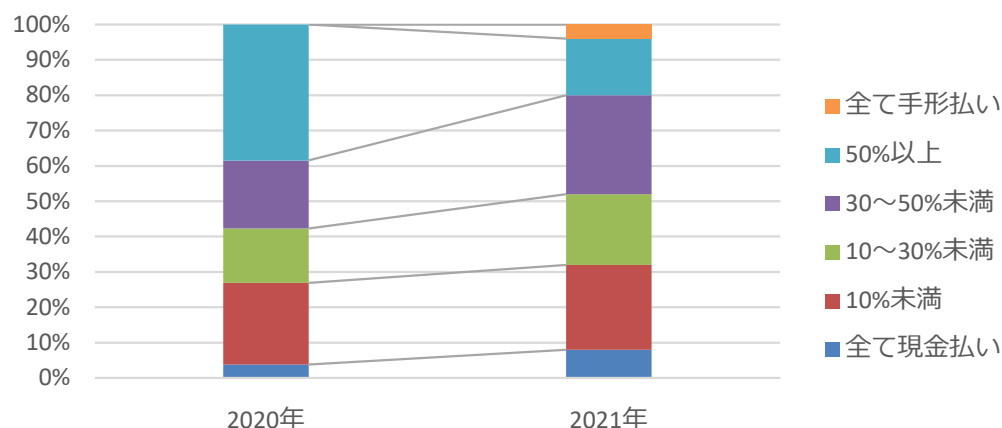
重点課題に対する取組②支払条件の改善

【分析結果・今後の課題】

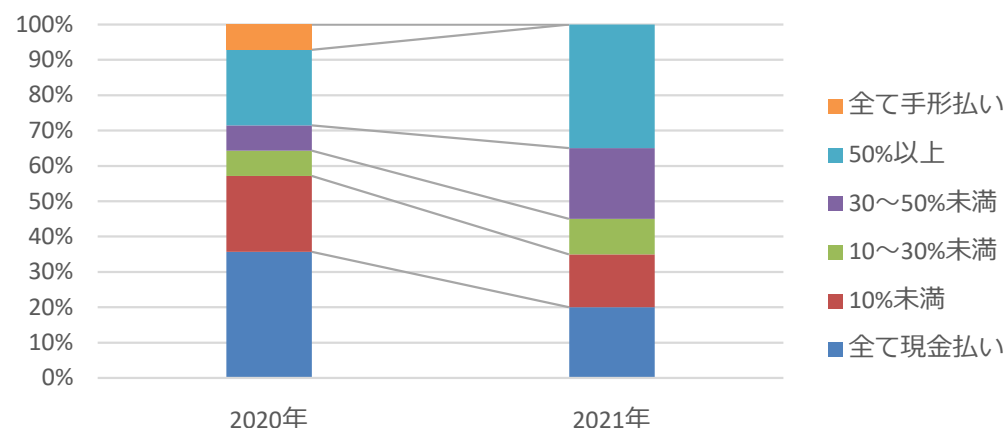
- ・受注側・発注側ともに前年度に比べ手形での支払い比率が減少している。（受注側50%以上：39→16%，発注側全て手形払い：7→0%）
- ・また，現金化にかかる割引料等のコストを勘案した下請代金の額決定も前年度に比べて改善している。（受注側概ね勘案：8→50%，発注側あまり勘案されず：56→47%）
- ・手形サイトは，受注側では120日以内が減少（64→59%）し60日以内が増加（4→18%），発注側でも120日以内が減少（78→67%）し60日以内が増加（18→26%）している。
- ・5年後の約束手形の利用の廃止に向けては92%が実施予定で，今後100%実施を目指す。

設問3－1（1） 下請代金支払遅延等防止法の対象だけでなく対象外の取引も含め、下請代金を手形等で支払っている割合はどれくらいですか。

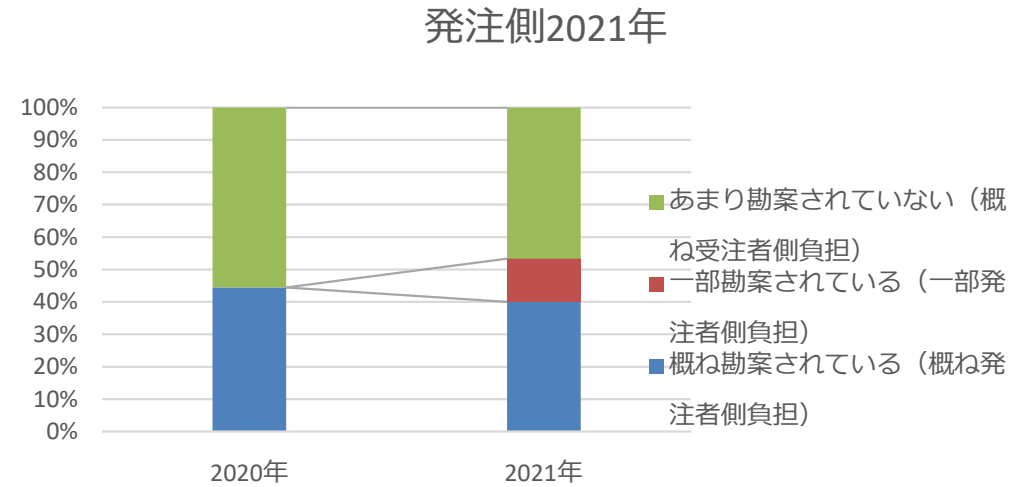
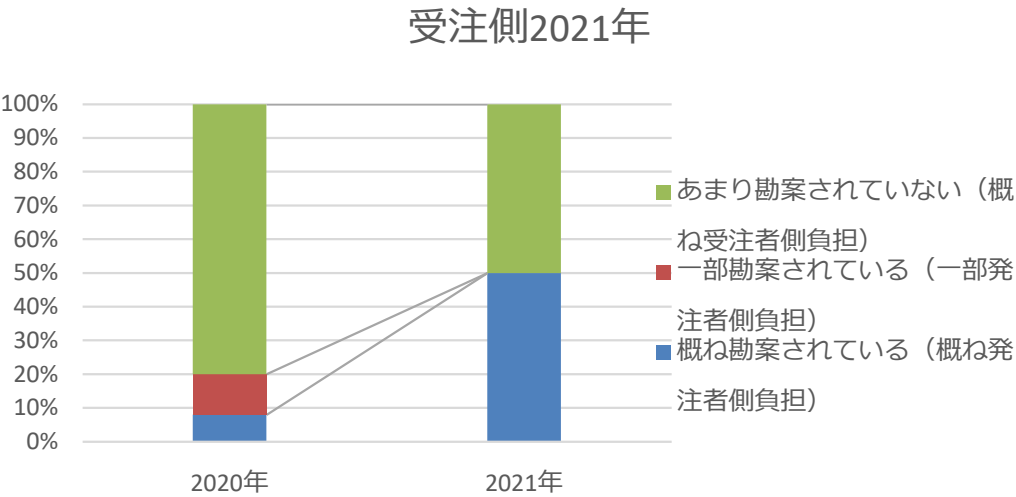
受注側2021年



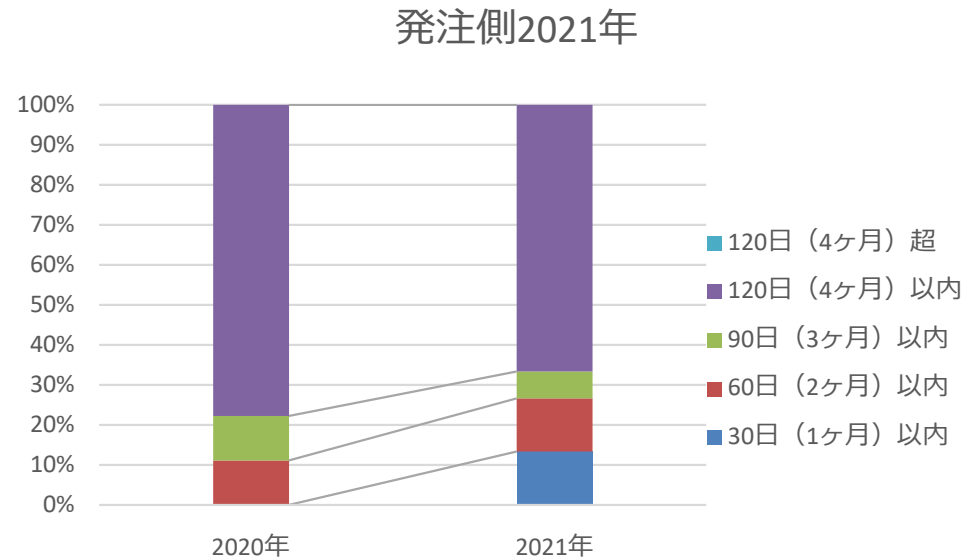
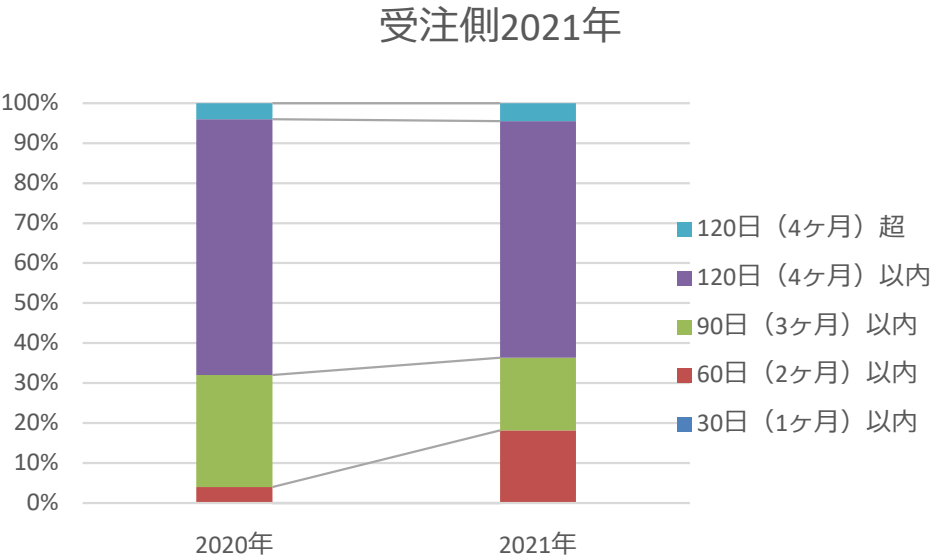
発注側2021年



設問 3 - 2. 下請代金を手形等で支払っている場合、受注側企業の負担とすることのないよう、. にかかる割引料等のコストを勘案した下請代金の額を決定していますか。

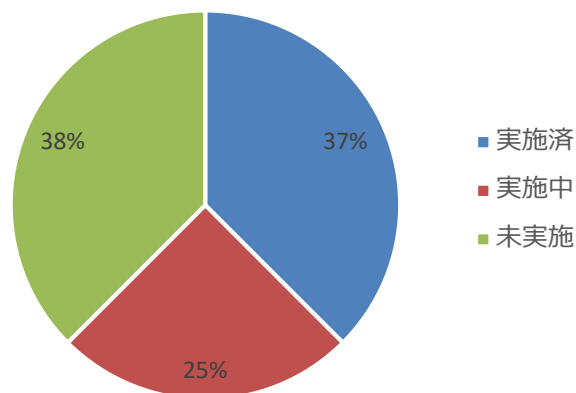


設問 3 - 3. 下請代金を手形等で支払われている場合、手形等のサイトはどれくらいですか。



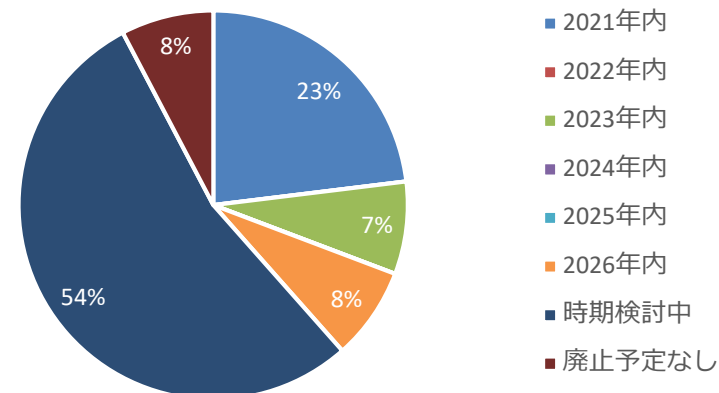
設問 3 – 5. 貴社は、下請代金の支払いについて、現金払い、割引料負担の勘案及び手形等サイトの短縮に向けた方針や計画を策定していますか。

発注側2021年



設問 3 – 7. 今後、下請代金の支払いについて、約束手形の利用の廃止を予定していますか

発注側2021年



【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・手形サイトの短縮は改善傾向にあるが、当面の目標である60日以内には受注側（18%）発注側（26%）ともにまだまだほど遠いので、今後どのように会員企業へ周知徹底を図るかを検討していく。
- ・また、5年後の約束手形の利用廃止に向けては、協会内各委員会やセミナー等を活用して会員企業に啓発活動を推進していく。

3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組③型取引、④知財、⑤働き方改革

③型取引

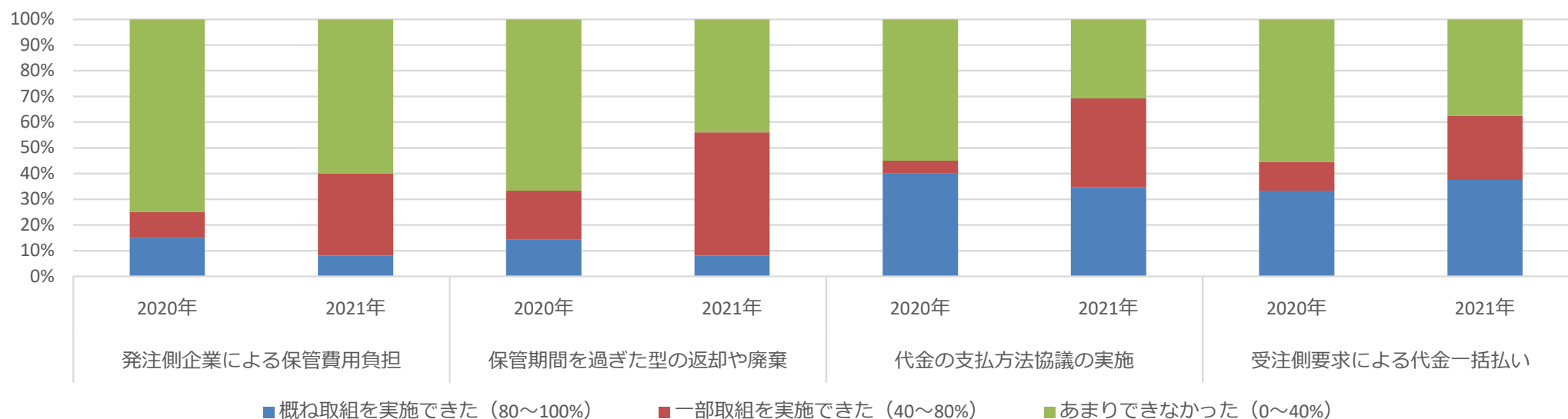
【分析結果・今後の課題】

・型管理における適正化や改善は、前年度と比べて受注側・発注側ともに一部取組を実施できたところが増加し改善の傾向が見られる。

【課題を踏まえた今後のアクション】

・発注側による保管費用の負担，保管期限を過ぎた型の返却や廃棄などがあまりできなかったという回答がまだ50%近くあるで，発注側に対しガイドラインを活用した協議を申し入れるよう周知徹底を図る。

設問 2－6. 型等の管理における適正化や改善への取組は実施できましたか。



④知財

【分析結果・今後の課題】

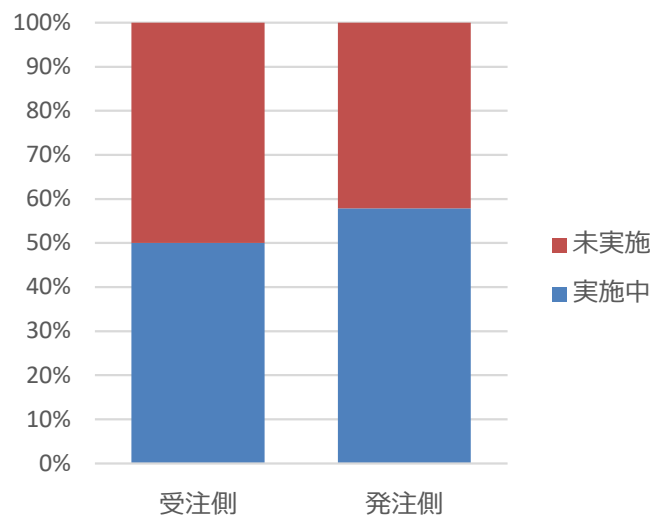
- ・受注側の50%、発注側の42%が利益配分、責任分担の明記ができていないと回答.
- ・できていない理由は、具体的な手法が分からないとの回答が多数.

【課題を踏まえた今後のアクション】

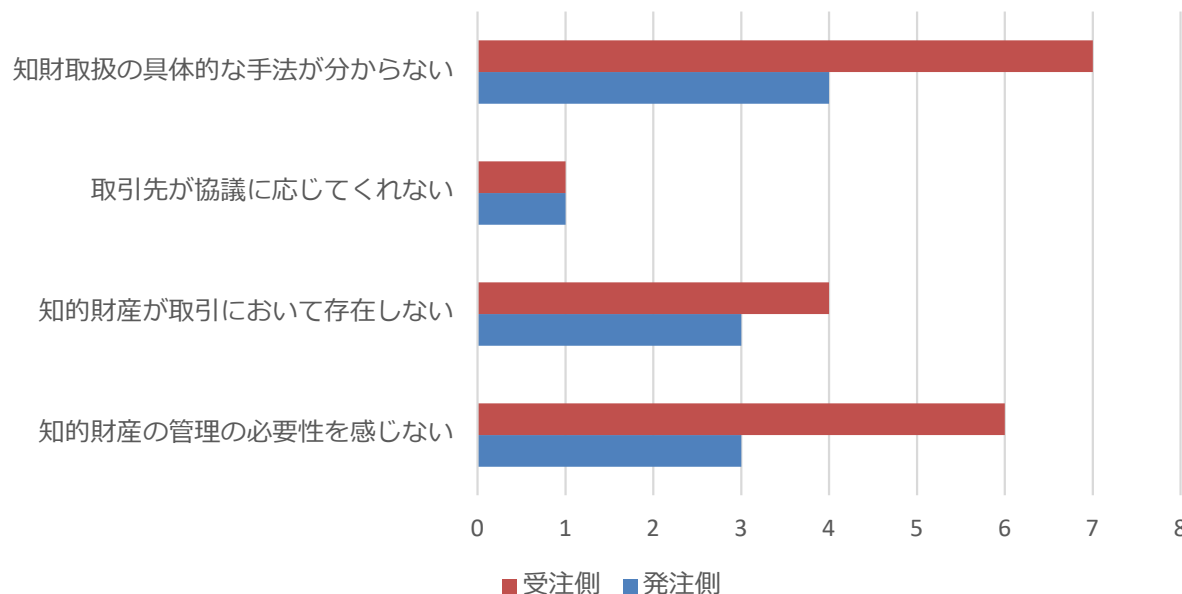
- ・契約書等に知的財産に関する取り決めを明記するようセミナーなどによって会員企業に周知徹底を図る.

設問 5 - 3. 貴社において、契約書や発注書面に知的財産のやりとりが発生する場合の利益分配や責任分担を明記するといった取組を実施していますか。

【取組の有無】 2021年



【未実施の理由】 2021年



⑤働き方改革

【分析結果・今後の課題】

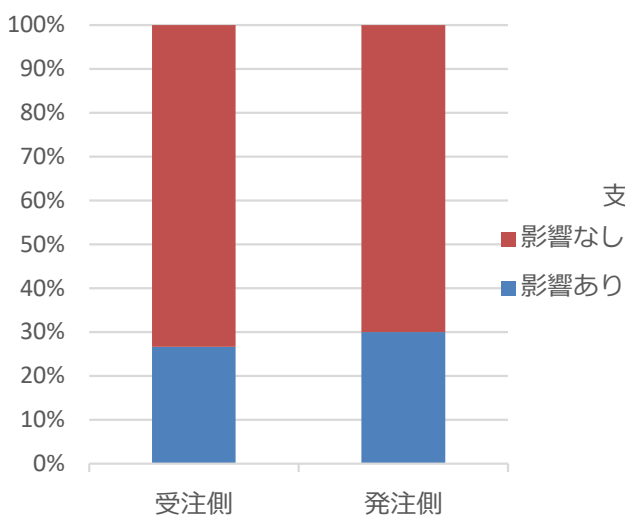
- ・受注側・発注側ともに約20%が影響ありと回答，内容は短納期と急な対応依頼が多い。
- ・発注側のコスト負担は，受注側の60%があまりしてもらえなかったと回答。

【課題を踏まえた今後のアクション】

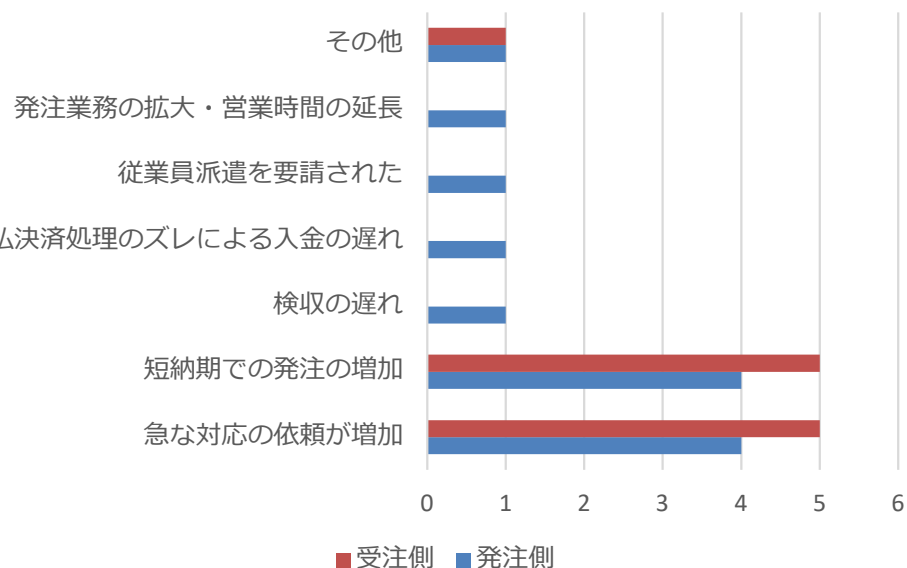
- ・発注企業都合による短納期，急な対応については必ず協議するよう交渉能力向上セミナーなどで周知徹底する。

設問 5 - 1. 発注側企業の働き方改革の結果もしくはその結果と思われるものとして、どのような影響を受けていますか。短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、適正なコストを発注側企業が負担しましたか。

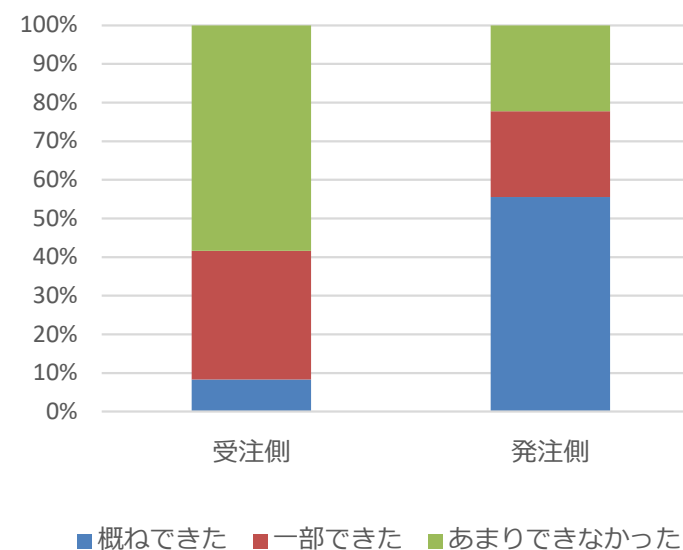
【影響の有無】 2021年



【影響の内容】 2021年



【発注側のコスト負担】 2021年



4. パートナーシップ構築宣言への取組状況等

【取組状況】

- ・ 会員企業数：134社（正会員、うち、資本金3億円超の大企業14社）
- ・ 宣言企業数：1社（うち、資本金3億円超の大企業0社）
- ・ 会員企業に占める宣言企業の割合：0.7%
- ・ 資本金3億円超の大企業に占める宣言企業の割合：0.0%

【今後の取組】

- ・ 理事会、常設委員会等の開催時に説明
- ・ 会員企業への定期的なメール配信（1/25済み）
- ・ 協会ホームページ、DMで周知
などにより宣言企業を募る活動を強化していく

5. これまでの取組（普及活動等）

・セミナーの開催

令和3年度※11月時点 3回実施（Web）

- 1) 6月15日（火） 内容：①鍛造業界における型取引ガイドラインの説明
②型取引の適正化推進協議会報告書の説明
- 2) 7月27日（火） 内容：①鍛造業界における型取引ガイドラインの説明
②素形材産業取引適正化委員会活動についての情報共有
- 3) 11月26日（金） 内容：①素形材産業取引ガイドライン改訂版の説明

・広報誌などによる会員企業への情報提供

令和3年度※9月時点 広報誌3回，ニュース2回掲載

- 1) 協会広報誌「JFA」
No.72(2020.10)「型取引の適正化推進協議会報告書」
No.73(2021.1)「型取引の適正化に関するアンケート結果」など
No.74(2021.4)「素形材産業(8団体)における自主行動計画フォローアップ調査結果」
- 2) 「JFA ニュース」
Vol.220（2020.11）「型取引の適正化に関するアンケート結果」
Vol.230（2021.9）「価格交渉月間」「取引適正化オンライン講習会」

6. その他取引適正化に向けた事項について

【今後の取組】

- ・ 課題共有と適正取引の推進のため、正副会長幹部会，理事会での情報共有と会員企業同士の意見交換会を、令和3年度中にそれぞれ1回以上実施予定。
- ・ 取引適正化に向けて、今回のアンケート結果の詳細分析と会員企業への情報提供を速やかに実施し，令和4年9月までに会員企業の声を反映した自主行動計画に改訂する。
- ・ 回答率の向上のため、協会広報誌，メールニュース等を活用するとともに，未回答会員企業に対して自主行動計画による取組の趣旨等を周知する。